

令和3年6月15日

申請者各位

神戸市建設局道路管理課

神戸市における特殊車両通行許可申請の取り扱いについて

平素は本市道路行政にご協力いただきお礼申し上げます。

本市における特殊車両通行許可については、申請件数の増加と集中に伴い、受付から許可までに1カ月以上要するなどご不便をおかけしております。

つきましては、より効率的かつ公平な業務執行を図るため、下記のとおり取り扱ってまいりますのでご理解とご協力をお願いいたします。

記

1. 公平な業務執行を確保するため、原則、受付順に処理いたします。
2. 迂回が必要となった場合は、できるだけ速やかにお知らせしますので申請者で経路修正をお願いします。
3. 通行不可（迂回路なしを含む）が生じた場合は、できるだけ速やかにお知らせしますので申請者において当該道路管理者と協議するなど必要に応じて通行可能な経路に修正をお願いします。
4. 経路修正による申請書の差し替えは、全ての道路管理者の協議回答が揃ってから受付することとします。全ての道路管理者との協議回答が揃った段階でお知らせします。
5. 経路修正による申請書の差し替えは、受付可能となってから（全ての道路管理者との協議回答が揃ったこととお知らせしてから）原則1カ月以内といたします。それを過ぎた場合は当該経路を不許可といたします。
6. 差し替え後の再算定の結果、再び迂回や通行不可（迂回路なしを含む）が生じた場合は当該経路を不許可といたします。必要に応じて当該経路を修正の上、新規として申請してください。
7. この取り扱いは令和3年7月1日より適用いたします。

（連絡先）神戸市建設局道路管理課特殊車両担当

電話 ~~078-595-6393~~
078-322-0223

以上